

令和6年10月度

ネットパトロール記録

概要（傾向・事例等）

「闇バイト」という言葉を耳にする機会が多くなり、SNS等のネット利用の法規制が改めて話題になっています。特に未成年、若年者への影響が大きいとして、オーストラリアでは、16歳未満のSNS利用を禁止する法案が可決される見込みが強まっています。アメリカではフロリダ州などで青少年のSNS利用を制限する州法が施行されています。国内では「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が青少年の携帯電話へのフィルタリング利用を義務づけています。保護者の同意があればフィルタリング解除は可能ですが、和歌山県では、保護者が「あらかじめ知事に意見を求めること」が青少年健全育成条例で義務付けられています。これらの法とは別に、SNSやゲームの運営事業者は利用規約等で利用推奨年齢を定めており、InstagramやTikTokなど多くの青少年が利用するSNSは、おおむね13歳以上を利用推奨年齢と定めており、13歳未満はアカウントを作成することができません。またiPhoneやAndroidなどのスマートフォン本体には保護者による管理機能（ペアレンタルコントロール）があり、SNSやゲームなどのアプリの年齢制限指定（レーティング）に応じてインストールを禁止することができます。携帯電話回線事業者のフィルタリング機能では、個別アプリの起動制限などのきめ細かい管理が可能です。

今月のおねがい
～ 成長に合わせたルールと見守りを ～



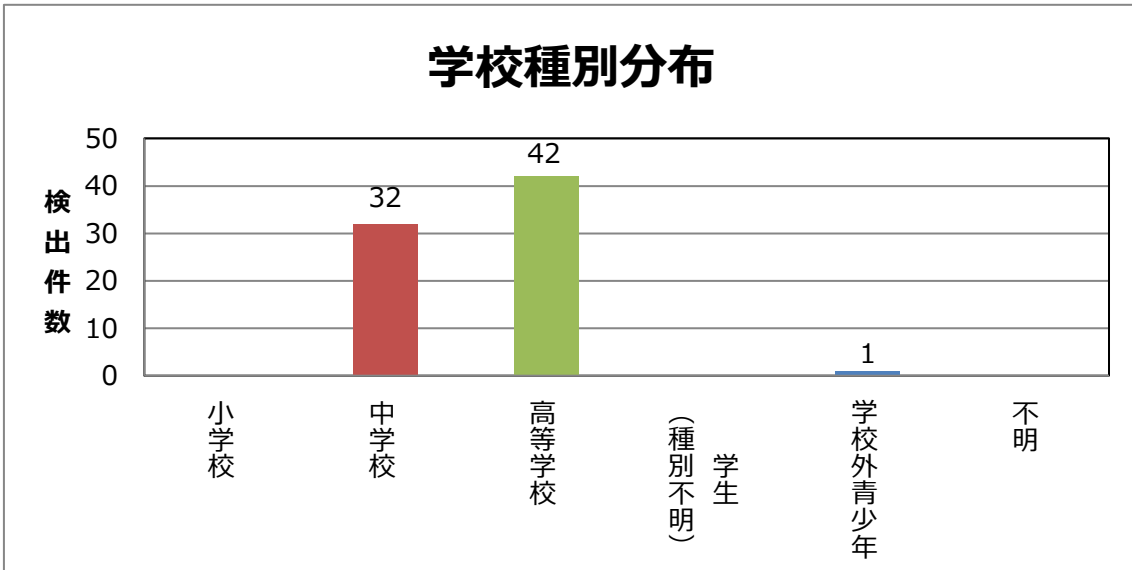
スマートフォン利用開始年齢の低年齢化により、ネットから受ける影響は大きくなってきていると考えられます。利用開始前のルール作りとともに、ルールを守って利用できるようにするためには、ペアレンタルコントロールやフィルタリングなどの道具が重要です。最初は窮屈かもしれませんが、青少年の成長にあわせて、ルールと道具による制限の変更を話し合いましょう。

検出件数

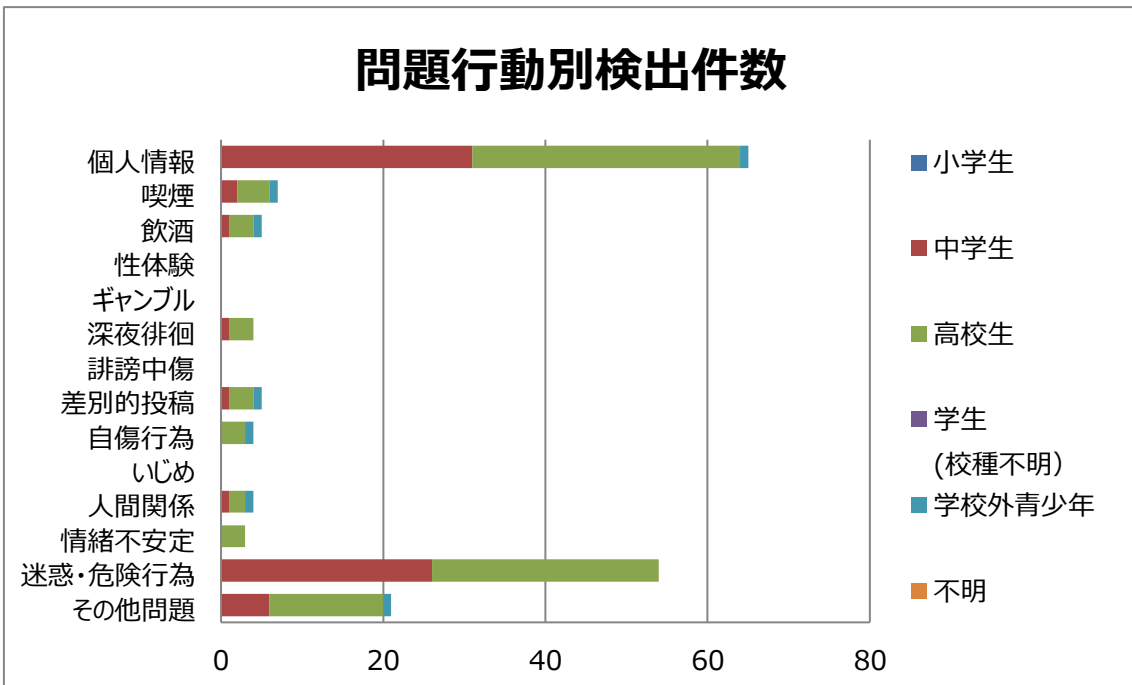
10月の検出件数は **75** 件でした。



学校種別検出件数

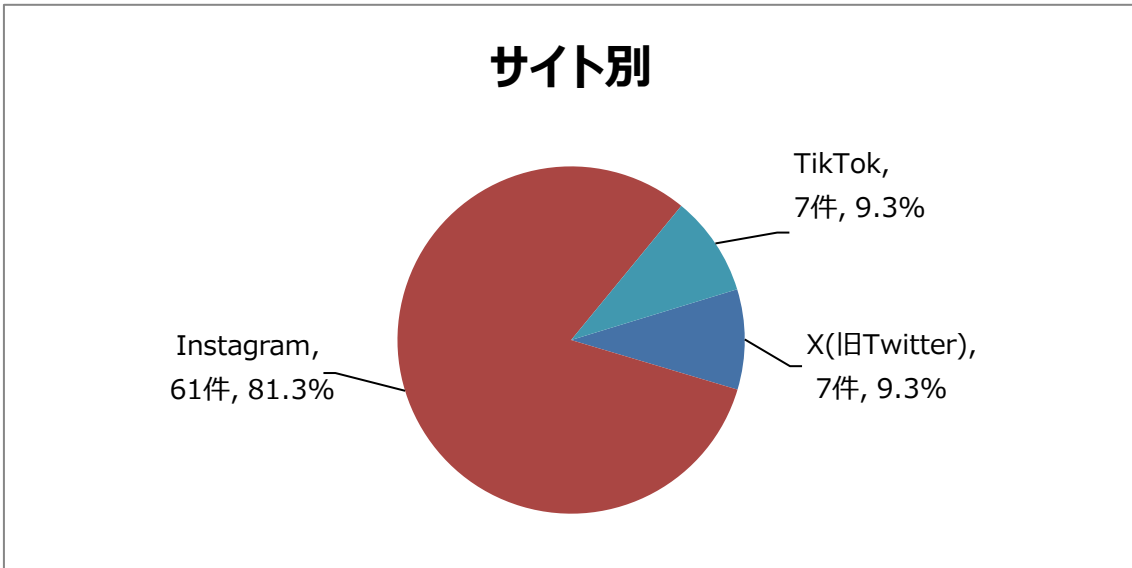


問題行動別検出件数





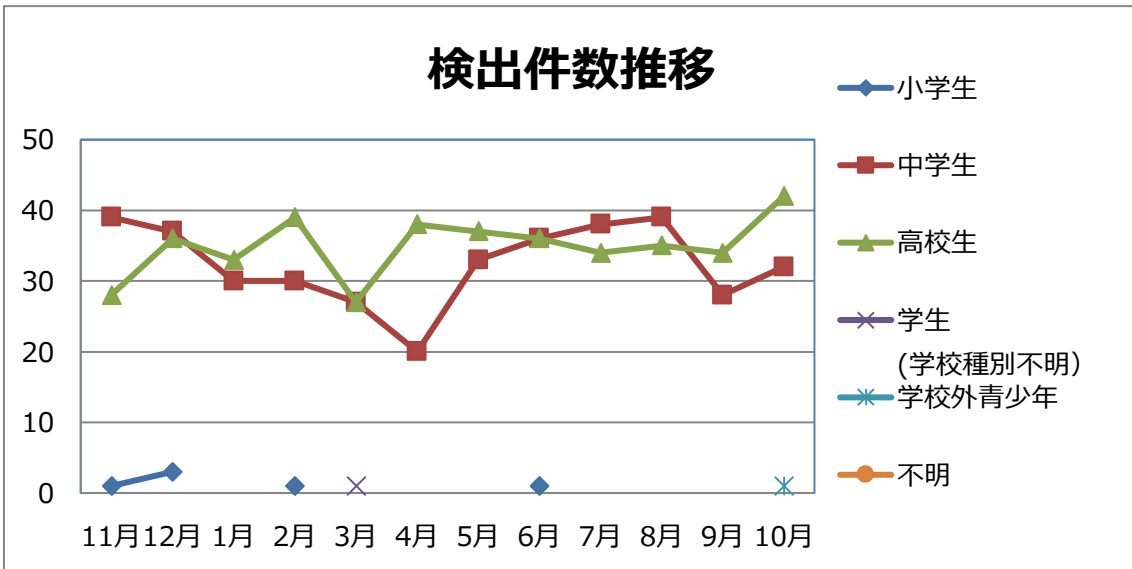
サイト別



※四捨五入のため合計が100%にならないことがあります。



検出数推移



以上